

専門職大学院WG 検討事項(案)

1. 総論

- 専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。
- 平成27年度現在、専門職大学院として、114大学、162専攻が設置されているが、在学生数は、平成21年度をピークに年々減少しているのが現状。
- これらを踏まえ、

関係する業界や職能団体をはじめとした、社会のニーズに対応する形で高度専門職業人を輩出できているか。

との観点から、以下の点について検討が必要ではないか。

- ・修了生の就職を含め、社会(「出口」)との連携は十分に行われているか。
- ・社会が求める教育課程を提供できているか。
- ・教員の質は担保されているか。

2. 各論

【教育課程】

- ・ 同分野における専門職学位課程と修士課程における人材養成機能、教育内容の役割分担

(参考)「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」(答申)(平成17年9月5日中央教育審議会)

【修士課程】

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】

幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

- ・ 教育内容の分野が多岐に渡る専門職大学院の教育目的、核となる科目の明確化

(参考) コアカリキュラム策定分野：MOT(H22)、会計(H21)、法科大学院(H21、22)

- ・ 今後成長が見込まれる分野に特化した経営人材の養成機能を抜本的に強化するため、就職後一定程度の経験を積んだ社会人が将来の仕事の変化に対応できるような高度な専門的能力を涵養する教育課程の充実

(参考) 我が国の専門職大学院においては、分野に特化したBSのプログラムは未発達

欧米の状況：コーネル(宿泊業)、サイド(流通業)、南カリフォルニア(映画)等

- ・ 様々な職種、就業形態、求められる資質・能力に応じた社会人に対する多様な教育課程の提供の促進や制度見直しを含めた継続教育の充実方策

(参考) 夜間開講等勤務時間に配慮した授業時間を設定している専門職大学院：78校

短期コースを設定している専門職大学院：29校

メディアを利用した授業を実施している専門職大学院：8校

- ・ 専門職大学院設置基準上の必要単位数の在り方

(参考) 法科大学院、教職大学院以外の専門職大学院：30単位

法科大学院：93単位

教職大学院：45単位

(修士課程：30単位 修士論文の作成必須)

- ・ 国際的な認証を受ける世界基準の教育課程の開発

【教員組織】

- ・ 理論と実務の架橋を強く意識した教育をより効果的に行うための研究者教員と

実務家教員の連携や、実務家教員の比率の在り方等、教員組織の在り方

- ・ 第一線の実務家教員の専門職大学院への参画の促進

(参考) 実務家教員の比率

法科大学院、教職大学院以外の専門職大学院：3割以上

法科大学院：2割以上

教職大学院：4割以上

※実務家教員については、研究業績の有無は必ずしも問われない(専門職大学院設置基準第5条第1項)

(参考) みなし教員について

専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文科省告示第53号)

第二条

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

- ・ 教員の質担保のための方策

- ・ 専任教員数の在り方

(参考) 専門職大学院の教員数

修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数

- ・ 専門職大学院の教員養成の在り方

【認証評価】

- ・ 国際的な評価機関の評価の在り方

(参考) AACSB、EFMD等の国際認証を受けている専門職大学院はない

- ・ 機関別認証評価と分野別認証評価の在り方

【産業界等との連携】

- ・ 関係する業界や職能団体等との連携(カリキュラム編成への参画やインターンシップの推進等)

(参考) 「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて -」(答申)

各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、すなわち、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方(標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等)の社会的定着と制度的な確立を図ることが不可欠である。

【その他】

- ・公認会計士試験のように、一定の科目の単位の修得による専門職学位の取得が試験の一部科目免除の要件となっている資格試験と、専門職大学院における教育内容との有機的な連携を図る方策

(参考) 専門職大学院の修了を要件とする国家資格

⇒検察官・裁判官・弁護士(司法試験)(連携法)

専門職大学院の修了により受験科目の一部が免除される国家資格

⇒公認会計士、税理士、弁理士

専門職大学院の修了により受験科目の一部が免除される民間資格

⇒臨床心理士

- ・専門職大学院に関する情報公表の促進

(参考) 学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。